

中央防災会議「防災情報共有化に関する専門調査会」（第二回）資料

平成14年10月31日

厚生労働省

【1】防災情報体系について

- 厚生労働省においては、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、政府内で整備されている中央防災無線網等によって内閣府から得られた情報を、厚生労働省内で整備している非常災害対策本部構成員連絡網に従い速やかに各部局に伝達し、被害状況に応じた災害対策の体制をとることとしている。
- 厚生労働省の医政局、健康局、社会・援護局等の関係部局は被災した都道府県を通じて、医療施設、社会福祉施設、水道施設等の被災状況、日本赤十字社の行う救護活動の情報を電話、ファクシミリ等を用い収集し、内閣府及び官邸危機管理センターに、中央防災無線網等を利用し集約情報を伝達することにより、政府全体での情報の共有化を図る体制をとっている。

【2】各情報流通の現状

■ 災害時における医療情報

- 厚生労働省医政局では、災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うことを目的とするインターネットを利用した『**広域災害・救急医療情報システム**』（別紙1）の整備をし、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を全国的なネットワークで行っている。
- これにより、災害が発生した際には、厚生労働省より当システムの災害一斉通報機能（別紙2）を利用し、この端末機器を設置している全国の災害拠点病院をはじめとする医療機関等（約1,000カ所）及び各都道府県に対し、災害の発生を知らせるとともに、当該各都道府県からは消防機関や保健所等県内行政機関に情報を伝達することとしている。また、このシステムを利用することにより、災害医療に係る様々な情報を各機関相互に共有することができる。

- 具体的な情報としては、被災地内の医療施設は、診療可否情報、医師等医療スタッフ要請情報、患者転送要請情報、ライフライン稼働状況、医薬品の備蓄情報等を、被災地外の医療施設については、支援情報として、受入可能患者数、医師等医療スタッフの派遣可能数等の情報を収集・提供することにより関係者間で共有している。

これらの情報を基に厚生労働省と各都道府県等と調整を行い被災地内の医療を確保するとともに、広域支援（広域患者搬送や医療スタッフの派遣等）を想定した医療体制を構築することとしている。

■ 救援物資に係る情報

- 災害発生により、被災地内で医薬品等が不足する事態に備え、広域的な見地から、被災地の外からの協力体制がとれるよう、平成8年に作成した「大規模災害時の医薬品等供給マニュアル」に基づき、各都道府県、日本医薬品卸業連合会、日本製薬団体連合会、日本薬剤師会等との間で「災害時の医薬品供給確保を担当する情報連絡担当者名簿」を作成し、それぞれの都道府県や関係団体との情報連絡体制を構築している。また、各都道府県に対し、「医薬品の供給・管理等のための計画」の策定をお願いしており、これに基づいて厚生労働省では、各都道府県ごとの医薬品備蓄情報等を把握している。
- 被災地において、医薬品が不足するという情報が被災都道府県から厚生労働省にあった場合には、厚生労働省医政局はその要請に応じ、日本製薬団体連合会等の関係団体に対し、被災地への医薬品供給の協力を要請し、被災地外からの医薬品の調達と被災地までの供給ルート等の情報連絡を行う。（別紙3）

■ ライフライン（水道）に係る情報

- 災害が発生した場合、厚生労働省健康局は水道施設の断減水状況を各都道府県から電話またはファクシミリにて、被災状況に応じ毎日ないし定期的に情報収集を行っている。また、応急給水や応急復旧について、広域的な応援が必要となる場合には、都道府県を通じて全国の水道事業者に対して支援を要請している。

【3】防災情報流通の現状に対する課題と取り組み

■ 医療情報流通の充実化

- 医療情報流通の現状に対する課題として、『広域災害・救急医療情報システム』が現在未導入の県が9県あることから、医療情報ネットワークのより一層の拡充を図るため、その早期導入に努めている。

■ 要援護者に対する情報提供

- 十分な情報を受け取ることが難しい障害者や高齢者等の災害要援護者は、災害に気づかず居宅に取り残されるという事態が生じる可能性が高いため、在宅の要援護者に対しては、住民のプライバシーについて十分な配慮を行いつつ、平素から居住状況を把握しておくことが重要であると考え。把握の方法は、それぞれの市町村の実情に応じて行われているが、例えば、在宅介護支援センターの活用や地域の民生委員との連携による方法があり、災害発生時には、居宅に取り残された要援護者の迅速な発見に努めることなど各都道府県に対して指示している。
- 要援護者に対する具体的な情報提供の手段として、各都道府県に対し、掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力の下に、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うよう指示している。
- 社会福祉施設に入所する要援護者に対しては、不安動揺を与えないよう、施設職員が市町村その他の防災機関より得た情報のうち必要な情報を速やかに伝達されるようにするとともに、各施設における地震防災応急計画の作成など社会福祉施設及び施設内部における情報伝達経路・方法等が周知されるよう、各都道府県に指導を依頼している。

広域災害・救急医療情報システムの情報と機能

取り扱い情報

被災医療機関

医療機関診療可否情報

患者転送要請情報

ライフライン等情報

ボランティア要請情報

医薬品等備蓄情報

支援医療機関

医療機関診療可否情報

受入可能患者情報

ボランティア提供情報

データベース

都道府県情報
(各都道府県コンピュータセンタ)

補完

全国バックアップデータ
広域災害センタ
(NTTデータ、印西市)

主な機能

状況把握

情報別一覧出力機能

個別情報出力機能

被災状況集計機能

関係者連携支援

災害一斉通報機能

お知らせ情報

メーリングリスト

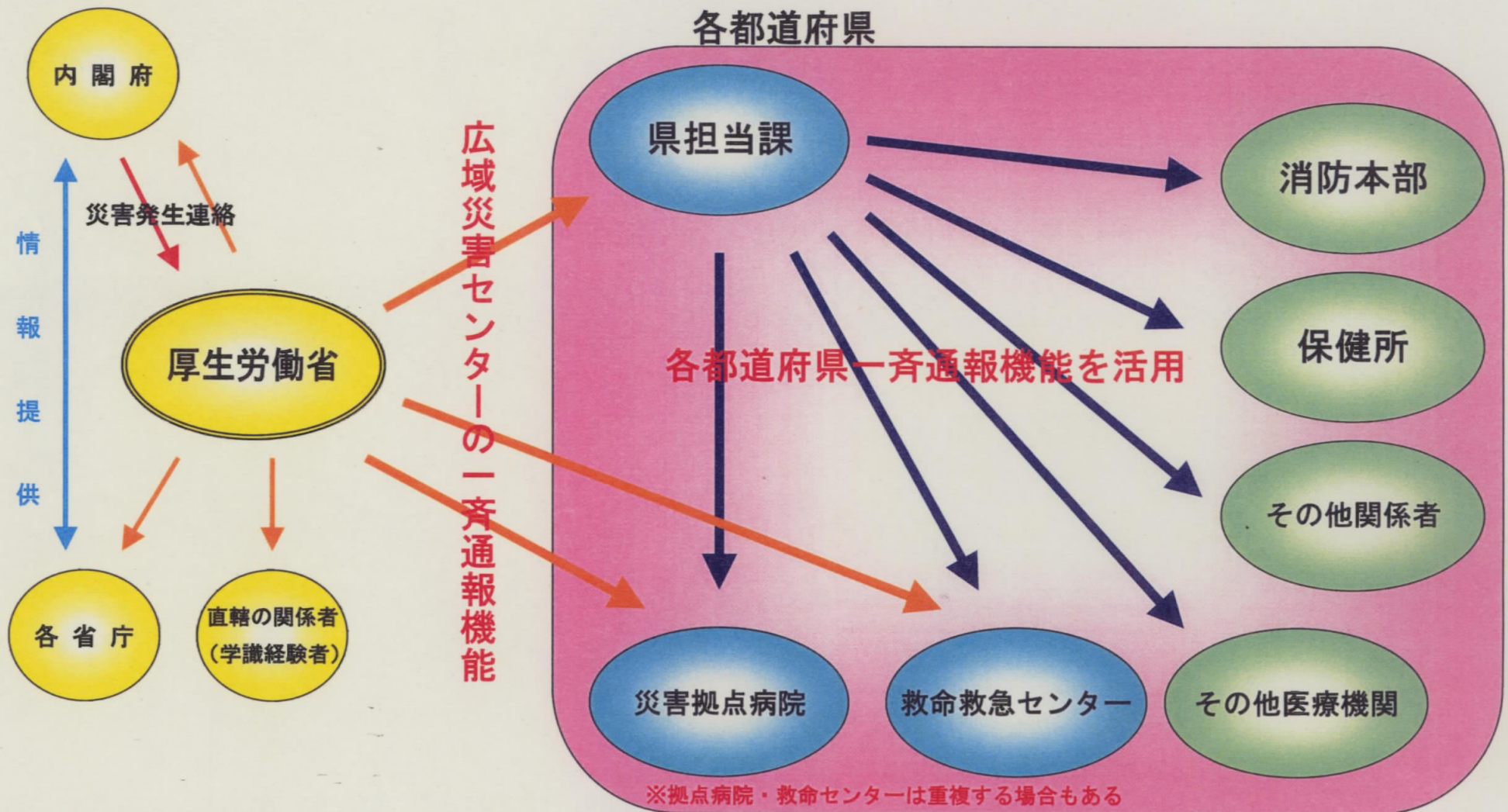
電子会議室

広域災害GIS機能

他

災害一斉通報の流れ

災害が発生した場合には、① 災害情報入力督促、② 災害復旧体制への移行の督促、
③ 緊急招集の指示等を目的として、厚生労働省から災害一斉通報を行うこととしている。



○ 大規模災害時における被災地外からの医薬品供給ルート

